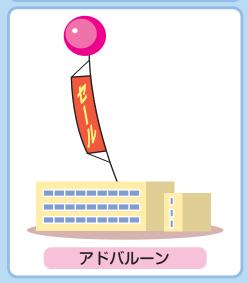
屋外広告物の ルールを守りましょう!

~良好な景観を維持し、通行者等の安全を守るためのルールがあります~

屋外広告物とは?





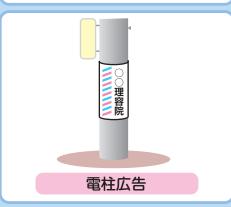
以下は全て屋外広告物に該当します。 (営利目的でないものも含まれます。)















幹線道路沿いや市街地などに設置する場合、大半は許可手続きが必要です!

2 掲出場所や広告物の種類に応じ、位置や面積などの制限があります!



屋外広告業は登録が必要です! 広告物の掲出は、新潟県(新潟市内については新潟市)へ業の登録を行っている事業者へ依頼しましょう!



ルールに違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、懲役又は罰金等の罰則の適用を受けることがあります!

造反広告物の例





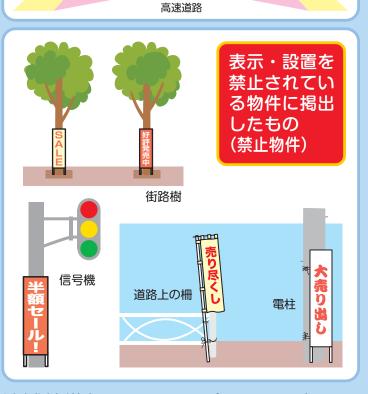
300m 200m

禁止地域 許可地域

200m 300m

許可地域禁止地域





詳細は、下記又は最寄りの県地域振興局地域整備部までお問い合わせください。

●新潟市、新発田市を除く県内の地域については

新潟県土木部都市局都市政策課

TEL 025-280-5426 (直通)

- ●新潟市の地域については
- 新潟市都市政策部都市計画課 TEL 025-226-2825(直通)
- ●新発田市の地域については

新 発 田 市 建 築 課 TEL 0254-26-3557 (直通)